

令和3年度 南三陸町競争入札参加資格審査申請受付要領

令和3年度に南三陸町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等及び物品・役務等に係る競争入札の参加資格の登録を希望される事業者の受け付けを行います。

(令和2・3年度入札参加資格者名簿に登録のある事業者は、申請していただく必要はありません。)

1 受付期間 令和3年2月1日(月)から令和3年2月19日(金)まで

2 受付方法 郵送(宅配便を含む。)のみとします。ただし、南三陸町に事業所を有する場合には、持参による申請も可とします。また、受領書が必要な場合は、84円切手と返信用定形封筒を同封してください。

※令和3年2月19日(金)は、午後5時必着とします。これ以降の到着分の受付はいたしません。

3 送付先 南三陸町総務課財政係
住所 〒986-0725 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田101番地
電話 0226-46-1370

4 提出書類 (1) 様式 「本町指定様式(ホームページからダウンロード可)」とします。

(2) サイズ A4版

(3) 製本 A4版ファイリングフォルダにすべての書類を挟んで提出してください。
A4版フォルダの色は黄色とし、複数業種を希望される場合は業種ごとの提出となります。
提出書類すべてに「インデックス(付箋紙は不可)」を付け、各書類の番号を記入してください。

(4) 部数 1部

○は必須とし、▲は該当する場合のみ提出

			建設工事	測量・建設 コンサルタント等	物品・役務等	備考
①	申請書	様式1	○	○	○	
②	建設業許可証明書の写し		○			
③	営業に関し法律上必要とする登録の 証明書等の写し			▲	▲	
④	業態調書	様式2	○	○		
⑤	経営規模等評価結果通知書・総合評 定値通知書の写し		○			申請日において、最新かつ有効なもの ※注1
⑥	監理技術者等一覧表	様式3	▲			
⑦	技術者経歴書	様式4	○	○		
⑧	工事経歴書	様式5	○			直前2年分
⑨	測量等実績調書			○		直前2年分 ※注2
⑩	実績調書	様式6			○	直前2年分
⑪	ISO登録証の写し		▲	▲	▲	ISO9000、ISO14001等
⑫	営業所一覧表	様式7	○	○	○	
⑬	使用印鑑届	様式8	○	○	○	実印以外の印鑑を使用する場合に提出 ※注3
⑭	印鑑証明書		○	○	○	3ヶ月以内の発行日付のもの(写し可)

⑮	納税証明書		○	○	○	直前1年分(写し可) ※注4
⑯	【法人】 商業登記履歴事項全部証明書 【個人】 市町村が発行する代表者の身分証明書		○	○	○	3ヶ月以内の発行日付のもの(写し可)
⑰	委任状	様式9	▲	▲	▲	代理人を置く場合
⑱	財務諸表			○	○	直前1年分
⑲	誓約書	様式10	○	○	○	

※注1 社会保険等(雇用保険・健康保険・厚生年金保険)の加入を資格要件としています。「経営規模等評価結果通知書」の「その他の審査項目(社会性等)」の欄により確認いたします。社会保険等の加入の有無については、「数値等」の欄に「有」もしくは「除外」のみ、登録対象といたします。いずれかの欄に「無」(未加入)があれば原則登録できません。ただし、経営事項審査の審査基準日に未加入であったが、その後社会保険等未加入状態が解消されている場合は、当該事実を証する書類(保険料納入証明書、資格取得確認及び標準報酬決定通知書等の写し)の提出により登録対象といたします。

※注2 様式は任意としますが、内容については、「注文者」「元請又は下請の区分」「件名」「測量等対象の規模等」「義務履行場所のある都道府県名」「業務委託代金」「着手及び完了(予定)年月日」を記載して下さい。また、登録を受けた業種の区分又はその他の営業の種類別に作成し、下請けにあつては、「注文者」の欄には、「元請業者名」を「件名」の欄には、「下請件名」を、「業務委託代金額」欄には、「税込み金額(消費税及び地方消費税)」をそれぞれ記載して下さい。

※注3 代理人を置く場合は、⑰委任状(様式9)で⑲使用印鑑届を兼ねることとなります。この場合は、⑲使用印鑑届(様式8)の提出は不要です。

※注4 「未納がない旨の証明書」

○法人の場合…法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書
(委任先がある場合は、委任先所在地の法人事業税の納税証明書も添付のこと)

※法人税、消費税、地方消費税は、税務署の発行する納税証明書【納税証明書「その3の3」(法人用)】

○個人の場合…所得税及び個人事業税の納税証明書

※所得税は、税務署の発行する納税証明書【納税証明書「その3の2」(個人用)】

○南三陸町に事業所(法人・個人共)を有する場合(上記に加えて提出)

※令和2年度町税に係る納税証明書

(町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)

5 有効期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

6 変更の届出 事業者は有資格期間内に申請内容に変更があつた場合は、変更届(本町指定様式、ホームページからダウンロード可)を提出願います。

7 審査結果 有資格者として登録された事業者は、本町ホームページに登録番号、商号又は名称及び住所を掲載します(結果通知の発送はいたしません。)。なお、申請内容に不備等があつた場合は、別途連絡をいたします。

問い合わせ先

南三陸町役場 総務課財政係 TEL 0226-46-1370